

令和元年度福岡県外国人留学生奨学金等支援事業の実施について

1 事業内容

介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護職員として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減するため、介護施設等が行う奨学金等の一部を助成する。

2 交付対象者

福岡県内に所在し、介護保険法上の以下の介護事業を行う施設・事業所とする。

訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

3 交付対象期間

交付決定の時期にかかわらず、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に対象事業を実施したもの。

なお、介護福祉士養成施設の正規の修学期間を上限とする。

4 補助率及び補助上限額

補助対象期間	対象経費	補助上限額	
		基準額	補助率
介護福祉士養成施設の 正規の修学期間 ^{※1} (2～4年)	学費	年額600千円以内	基準額の 1/3
	入学準備金	200千円以内 (1回限り)	
	就職準備金	200千円以内 (1回限り)	
	国家試験受験対策費用	一年度40千円以内	
	居住費など生活費 ^{※2}	年額360千円以内	

※1 病気等によるやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間中については助成期間に含める。

※2 賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。

5 補助金の返還

介護施設等が留学生に奨学金を支給したが、介護福祉士養成施設を中退し、又は卒業後に当該施設において介護業務に従事せず、留学生に奨学金の返済を求める場合にあっては、交付された補助金の額を除いて返済させるものとし、介護施設等から県への補助金返還は生じない。

なお、補助金の交付を受けた後において、留学生に支給した額の全額が返還された場合にあっては、交付された補助金の全額を県に返還しなければならない。

6 奨学金の貸与（給付）規程

この補助金の交付を申請する場合は、事業を適正に実施するため、奨学金の貸与（給付）規程を定め、次の要件を明らかにしておかなければならない。

- (1) 貸付対象（合理性、内部または外部、特定の属性だけ対象となっていないか）
 - (2) 法人の手続き（選定方針、承認方法、債権管理、チェック体制）
- 留学生が施設から奨学金を受ける際の基準については、各施設の規程によるものとする。

7 社会福祉法人会計上の留意事項

社会福祉法人が留学生に奨学金を支給する場合の取扱いについて

- (1) 介護福祉士養成施設を卒業後に当該施設に勤務する予定の場合
「社会福祉法人の認可について」第1の2（2）ケに規定する<公益事業>のうち「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援等の育成事業等）」に該当する。
- (2) 介護福祉士養成施設を卒業後に勤務する予定の施設でアルバイトをしている場合
(1)の考え方を基に奨学金は提供できる。

8 スケジュール

- 7月 : 交付申請受付開始
～9月5日 : 募集
9月下旬 : 交付決定
～3月末 : 事業実施
4月上旬 : 実績報告受理

9 提出書類

- (1) 別紙2「福岡県外国人留学生奨学金等支援事業実施要領」を参照。
※このほか、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。
※一度提出された書類は返却しない。
- (2) 提出方法
書類の提出は、持参又は郵送により行うこと。郵送の場合は、封筒の表に「福岡県外国人留学生奨学金等支援事業」と朱書きすること。

10 提出・問い合わせ先

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7（福岡県庁 北棟2階）
担当：坂梨 TEL：092（643）3327、FAX：092（643）3253